別表十七（三の十一）　記載要領

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の7第1項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の91第1項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　内国法人が租税特別措置法第66条の9の3第1項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の3第1項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

別表十七（三の十二）　外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

内国法人の控除対象所得税額等相当額の控除額の計算			
控除対象所得税額等相当額 （別表十七（三の十二）付表「31」）	1	円	
法人税の額 （別表一（一）「10」、別表一（二）「8」又は別表一（三）「8」）	2		
法人税の額から控除する金額 （(1)と(2)のうち少ない金額）	3		
(1)のうち法人税の額を超える金額 (1)－(2) （マイナスの場合は0）	4		
連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の控除額の計算			
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 （各連結法人の別表十七（三の十二）付表「31」の合計）	5	円	
法人税の額 （別表一の二（一）「10」、別表一の二（二）「8」又は別表一の二（三）「8」）	6		
法人税の額から控除する金額 （(5)と(6)のうち少ない金額）	7		
(5)のうち法人税の額を超える金額 (5)－(6) （マイナスの場合は0）	8		
各連結法人の法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算			
個別控除対象所得税額等相当額 （別表十七（三の十二）付表「31」）	9	円	
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (5)	10		
個別帰属額 $(7) \times \frac{(9)}{(10)}$	11		

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）